

令和4年9月1日

お客さま各位

法人口座を開設されるお客さまへ

コザ信用金庫

当金庫では、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策に取り組んでいます。

昨今、法人名義口座を悪用した投資勧誘詐欺等の犯罪が多く発生し、社会的にも大きな問題となっています。当金庫では、こうした犯罪を未然に防止し、安全で利便性が高い金融サービスを維持するため、法人口座を開設されるお客さまに対し、下記の「公的書類等」による確認および「事業実態等」の調査を実施いたします。

なお、調査期間終了後の口座開設となるため、お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 公的資料等確認について

- ・確認させていただく公的書類等は以下のとおりです。(以下の全てが必要です)
- ・提出いただいた書類については、コピー(写し)をとらせていただきます。
- ・なお、お預かりした確認書類の写しは返却いたしませんのでご了承ください。

(1)	履歴事項全部証明書(原本)発行後6ヵ月以内
(2)	印鑑登録証明書(原本)発行後6ヵ月以内
(3)	法人実態の確認書類(いずれか1つで)税務署の受付印のあるもの ・直近の確定申告書(決算書) ・設立12ヵ月以内の法人の場合は、以下の書類のいずれか ①法人設立届出書(控) ②青色申告承認申請書(控)
(4)	代表者さまの運転免許証等の公的な顔写真付きの本人確認書類(写し) ※代表者さまが外国籍の場合は、「在留カード」(写し可)をご準備ください。
(5)	来店者さまの運転免許証等の公的な顔写真付きの本人確認書類

(6)	委任状等 来店者さまが、法人の代表権を持たれていない場合は、「来店者さまが法人から口座開設を委託されていること」を確認させていただきます。
(7)	実質的支配者を確認できる以下の書類のいずれか。 ①株主名簿 ②法人税申告書における別表二「同族会社等の判定に関する明細書」 ③実質的支配者情報一覧 (実質的支配者情報リスト制度をご利用されている場合) ④定款
(8)	事業内容の実態確認書類（ご提出いただけるもの全て） ①主たる事務所の建物登記簿謄本または事務所の賃貸契約書 ②許認可証等（許認可・届出が必要な業種の場合） ③取引先との契約書の写し (主要取引先やフランチャイズ契約書など) ④HPのURLや法人のパフレット等、事業内容がわかるもの ⑤その他事業内容を確認できる書類

## 2. 口座開設に当たっての注意事項

上記の書類に基づき、事業内容などについてお尋ねいたします。

- (1) 当金庫にて口座開設について調査を行い、後日結果をご連絡いたします。  
(調査に概ね2～3週間程度かかります)
- (2) 上記以外にも追加資料を依頼する場合がございます。また、一部の書類について、金庫の判断により提出に代えてお聞き取りなどで対応させていただく場合があります。
- (3) 事務所を訪問いたします。
- (4) 信用金庫は、営業地域が定められている地域金融機関です。従いまして当金庫の営業地域以外の法人のお客様について実態を確認する必要があるため、お断りする場合がございます。
- (5) 当金庫の調査結果により口座開設をお断りする場合がございます。
- (6) 調査の結果、口座開設のお手続きを行う際にも法人番号や実質的支配者等など、別途、追加で確認を行う項目等がありますのであらかじめご了承ください。

以上

### 【お問合せ先】

リスク統括部 担当者 漢那  
電話：098-987-6147